



OPEN オープンユニオン 岐阜大学職員組合ニュース UNION



岐阜大学職員組合発行

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1
Tel. Fax058-230-1118, 内線 9552
Email: kumiai@gifu-u.ac.jp
HP:<http://www.gifunion.gr.jp>
(岐阜大学 職員組合 検索)

賃金問題特集

私たちの給与はどうなるのか、組合はどう考えているのか？

1. 国家公務員の給与に対して何が起こったか

岐阜大学などの国立大学法人では、制度上は、労働法にもとづく労使交渉によって給与などの労働条件を決めることになっています。しかし、大学当局は人事院勧告にもとづいて給与やボーナスなどの変更を行ってきました。今回、国家公務員の給与が大幅に削減される事態となり、私たちの給与も連動して削減される可能性が非常に高い状況になっています。したがって、まず、国家公務員に対して何が起こったかを紹介します。

去る2月23日に衆議院、29日には参議院で可決された「国家公務員の給与の改定および臨時特例に関する法律」の内容は、①人事院勧告にしたがって、本俸を平均0.23%引き下げる（2011年4月に遡って行う、遡及分は12年7月のボーナスから天引き）、②2012年4月から2年間、給与を平均7.8%減額する（人勤分を含めて）、③やはり2年間、地域手当10%、ボーナス9.77%の減額、④現給保障は2014年3月で廃止、⑤若手・中堅層の昇級回復（2012、13、14年に各一号俸改善）となっています。その結果、国家公務員の給与は、管理職層（高齢層）で約10%、中堅層で8%、若年層で5%の給与削減が2年間にわたって実施されることとなります。⑥地方公務員については、「自主的かつ適切に対応されるものとする」とされており、同様の措置が取られることを要請しています。また、前原大臣は講演で、「2年後に給与をもどすことは国民が許さないだろう」述べており、今回の減額が2年にとどまらないことを示唆しています。

2. 私たちの給与はどうなるのか

上で述べた法律は議員立法であり、政府案を取り下げた上で成立したものです。したがって、成立後も政府の対応は明確になっていません。また、来年度の運営費交付金については、今のところ、連動して減額される様子はありません。一方、事務連絡の形で、各大学に対して、「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」という通知が行われています。その中で、「法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるように要請する」という2011年6月、10月の閣議決定を引用し、その趣旨に沿って対応することを要請しています。すなわち、国家公務員に準拠して、独立行政法人においても給与を減額するように要請していると解釈できます。しかし、上記の閣議決定は、政府案に対するものであり、今回の法律については、事務連絡（通知）のみにとどまっています（ただし、総務大臣は、今回成立した法律について、「政府案の考え方を踏襲していただいたもの」という談話を出しています。）

一方、岐阜大学当局は、3月14日の吉村総務理事と組合の懇談において、①運営費交付金に対する政府の対応が不明であるので、現時点で対応のしようがない、②4月からの実施は技術的に不可能、③政府の対応が明確になった段階で、方針決定前に事前説明を行う、という姿勢を示しました。また、懇談の中で、今回の給

与減額は「給与水準」にかかわることではないので、独立行政法人は必ずしも準拠すべきものであるかどうか疑問がある、また、岐阜大学職員の給与が決して「社会一般の情勢」から見て高い水準にないことは十分理解しているという見解を示しています。

今後いくつかの選択肢が考えられます。1つは、運営費交付金が減額されるか、または、返納が求められる場合です。この場合には、大学当局は国家公務員と同様の給与引き下げを提案してくると思われれます。一方、運営費交付金の減額や返納がない場合には、給与引き下げの理由はなくなります。しかしながら、これまでの経緯を見れば、人事院勧告部分の賃金引き下げは確実に提案されると思われれます。大学当局は「不利益遡及はしない」と明言していますから、国家公務員のように2011年の4月に遡って実施されることはないと思われれます。全国のいくつかの大学（5大学）では、すでに、人事院勧告部分（給与の0.23%削減、現給保障の廃止など）だけを切り離して実施する方針を示しており、団体交渉が行われています。

3. 職員組合はどう考えているか

岐阜大学職員組合は次のように考えています。①医師、看護師を含む大学職員の人材確保の観点から、これ以上の給与水準の引き下げは困難、②国立大学法人職員の給与は対国家公務員に比べて低く、引き下げの理由はない（さらに岐阜大学は国立大学法人の平均よりも低い）、③2006年以降の「総人件費改革」によって、政府目標の6%を大きく上回る人件費削減を実現している、④賃金等の労働条件は労使関係で自主的に定めるべきである、⑤国家公務員の賃金引き下げに連動して運営費交付金を減額することは、中期目標を遂行するための交付金としての制度の根本に反するものであり、将来にわたり大学における研究教育環境を破壊する、⑥今回の特例措置による給与引き下げは、独立行政法人通則法における「社会一般の情勢」に当たらない、⑦労働法においては、不利益変更には「合理的理由」必要であり、経営努力、業務改善、政府・文科省への働きかけなど、給与削減を回避するためのあらゆる努力が行われることが前提となります。

組合はこれらの論点を中心に、給与削減をやめさせるために大学当局と団体交渉などを進めます。今回のような大幅な給与削減が行われれば、私たち職員は大変な打撃を受けます。ローン返済中や子育て中の職員にとっては、生活が行き詰ってしまう事態にもなりかねません。

4. 組合はどう行動するのか

- ・賃下げ問題に関して全職員に対する説明会の開催を求めます。またこのなかで、運営費交付金の使い方についてもオープンな議論を求めていきます。
- ・団体交渉の場で、賃金の引き下げを行わないように要求するとともに、アンケートで寄せられた様々な要求の実現を求めていきます。

2月末から3月にかけて、全職員を対象にアンケート調査を行い、全職員の過半数にあたる1000人以上の職員から回答が寄せられました。現在、集計中ですが、近日中に結果を全職員に公開する予定です。回答の中には、具体的で、切実な要求が数多く寄せられています。組合は、給与引き下げに反対すると同時に、それらの要求を実現するために団体交渉等で取り上げていく予定です。団交では、賃金問題だけではなく、私たちの職場の周りの様々な問題を取り上げて、一つ一つ解決していくつもりです。

また、今回の問題をきっかけに運営費交付金の問題がクローズアップされてきました。確かに交付金の総額は政府により決められてしまいます。しかしながら、それをどのように有効に利用するかは大学に任されています。大学をよくするためには運営費交付金を含めて大学の予算をどう配分すべきか、大学執行部に任せきりにするのではなく、全職員の議論の中で最適な使用を考えていきましょう。

最後に 働く環境を改善していくためにも、皆さんの「声」を組合(kumiai@gifu-u.ac.jp)にお届けください。

○中部ブロック技術職員交流会参加報告

平成24年3月3日(土)、4日(日)に中部ブロック技術職員交流会が「かんぼの宿福井」で行われた(世話役 福井大学職員組合技術職員部会)。参加大学は6大学、参加者は18名で、岐阜大学職員組合より3名参加した。この交流会は年1回開催され、東海・北陸地区の大学で働く技術職員が情報を交換しており、技術職員交流会は他ブロックでは行われておらず、中部ブロックのみの独自の取組である。また、全大協の単組代表者会議が隔年開催となったため、技術職員および技術職員が所属する組織について情報交換や交流を深める貴重な機会である。

内容は1. 技術組織の現状と問題点、2. 昇給・(勤勉)手当支給の実態等について、3. 将来構想(新規採用)と業務の方向性、4. 再任用職員の勤務条件と組織との係わり 5. 技術職員の評価システムである。

6級の技術職員は東北大学2名、名工大に2名いること、将来構想については、10年後、20年先の技術組織について、議論する必要があること、再任用については、再雇用者を採用することで、新規採用者を採用しないことはせず、きちんと新規採用者を雇う必要があること、評価システムは、大学によってまちまちであることなどがわかった。次回の中部ブロック技術職員交流会は三重大学職員組合が世話役である。

最後に交流会の世話役をしていただいた福井大学職員組合技術職員部会の皆様にお礼を申し上げます。



写真：交流会の様子

新春の集い・転退職されるみなさんを囲む会

1月25日に教育学部支部と共催で「新春の集い」を行い、つくたての餅を肴に交流を深めました。

3月14日には退職される方々を囲んで昼食会を行い、思い出話に花を咲かせました。



1/25 新春の集い(もちつき)



3/14(水) 退職される方々を囲んで

より多くの人との組合加入で私たちの職場環境の改善を実現しましょう

岐阜大学職員組合では、私たちの日々の生活の基盤である職場環境を良くしていくため、様々な活動を行っています。しかしながら、多くの職場ではまだまだ組合員は少数です。一人でも多くの方が組合に参加することで、私たちの小さな声も大きくなり、いままで「そんなの無理だー」と思っていたことも実現できるようになります。組合は皆さんの力を必要としています。今すぐ、組合に加入して岐阜大学を働きやすい職場に変えていきましょう。

1. 組合は労働条件（賃金、勤務時間、休暇など）の改善のため、大学当局と団体交渉を行い、要求の実現を目指します。組合は、大学当局と労働条件について交渉のできる、唯一の団体です。
2. 残念ながら大学も、仕事量の増加による繁忙化、いびつな成果主義の導入の中で、職場での交流の場が少なくなり、意思疎通のまずさがかえって仕事の効率を落とす結果を招いています。組合は、新春の集い、退職者送別会、ビアパーティ、バスツアー、各種スポーツ大会、若手忘年会など年間を通じて、職場内の、また職場をまたいでの職員の相互交流の場を提供・支援します。
3. 組合は、職場の様々な問題、個人の仕事上の・職場での悩みについての相談に乗り、当事者間の話し合い、顧問弁護士を含めた個別相談など、適切と思われる方法で職員の皆様の問題解決の支援をします。
4. 組合は職員の皆さんの知恵と工夫で、私たちの労働環境の改善だけではなく、職場の様々な制度の改善により岐阜大学をよくする、さらには社会に貢献できる岐阜大学を実現するために努力します。

☆加入希望の方は、下の加入申込書を岐阜大学職員組合事務室に提出またはメールでお申し込み下さい。メールの場合、所属部局、お名前をご記入の上 kumiai@gifu-u.ac.jp 宛に お送りください。担当者より連絡させていただきます。

岐阜大学職員組合ホームページもご覧ください。

URL: <http://www.gifunion.gr.jp/contents/index.html>

組合に関するお問い合わせ先：岐阜大学職員組合事務室（場所：本部棟学務部南隣）

Tel：058-230-1118（内線：9552） Fax：058-230-1118

E-mail：kumiai@gifu-u.ac.jp

組合は組合費（基本給（本俸）×0.7%）で運営されています。
お試し加入（半年500円、1年1000円）の制度もあります。
詳しくは組合事務室までお問い合わせください。

— — ・ — — ・ — — （キリトリ線） — — ・ — — ・ — —

岐阜大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな

氏名： _____ 所属部局： _____ 内線： _____ Email： _____

職種：教育 技術 事務 医師 看護師

その他（ _____ ）

雇用形態：常勤 契約職員 パート職員 その他（ _____ ）

（お試し加入を希望する 半年500円 1年1000円）